



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成24年9月27日

担	大阪労働局労働基準部安全課
当	電話 06-6949-6496

「安全の見える化」事例集を作成しました！

大阪労働局は、労働災害の更なる減少を図るための新たな取組として、「安全の見える化」の普及を促進しています。この取組の展開にあたり、府内の企業から事例収集を行い、このたび事例集を作成しました。事例集を活用していただくことにより、企業の自主的な安全活動の活性化が図られ、労働災害の防止につながることを期待します。

1 「安全の見える化」事例集について（別添資料事例集抜粋参照）

○本年4月から8月までの間に、各労働基準監督署の職員が各企業を訪問して収集した見える化の取組のうち、当該企業の了承をいただいた80事例を掲載。

○事例集の構成

安全衛生管理編4件、安全基準編66件、衛生基準編10件

○広く企業で活用いただけるよう大阪労働局のホームページに掲載。（トップページのバナー「『安全の見える化』事例集」から入ることができます。）

2 労働災害の現状（別添資料労働災害の現状参照）

- 死傷災害はここ2年間横ばいで推移しており、本年は8月末現在、対前年比1%の増加に転じています。（図1、2）
- 第三次産業での労働災害は中期的にみても増加（平成12年3.470件→平成23年3.803件）している。（図2）
- 中小企業（30人未満）での労働災害が全体の約50%を占めている。（図3）

3 大阪労働局の今後の取組方針

大阪労働局では、今後も企業における事例収集を継続します。一般に自主的な安全活動が遅れている第三次産業における事例収集にも注力し、広く「安全の見える化」の周知を図ります。

また、安全パトロールや事業場への立ち入り調査等においてこの事例集を活用して、「安全の見える化」の取組を推奨することとしています。

* 「安全の見える化」とは

日頃取り組んでいる安全活動や職場にひそむ危険などを目に見える形にすることにより、効果的に災害防止を展開する取組を「安全の見える化」といいます。「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり安全活動の活性化につながります。

* 「安全の見える化」の効果

「安全見える化」は、規模や業種を問わず取り組むことができ、一般の労働者も参加しやすいことから、中小企業を含む多くの企業が自主的な安全活動を促進する上で有効な手法です。

事例集抜粹

送給バルブ 送給量の「見える化」による誤送給災害防止



事例 22 化学設備に設置される送給バルブについて、送給量を間違えないようにするために、バルブの開閉装置に表示板を設けて、送給量を可視化している。

フォークリフト 走行速度の「見える化」による接触等災害防止



事例 32 フォークリフトにスピード警報装置を設置。2段階(10km/時、20km/時)の設定速度を超えると運転席の警報ランプが点滅するほか、車体後部のランプが点灯し運転手以外の作業者に走行速度を可視化している。

安全帯 安全帯使用奨励活動の「見える化」による災害防止



事例 54 安全帯フックに蛍光マーカーを貼付することで、作業者の安全帶着用が他の作業者からも確認しやすくしている。また、適切な高さにフックをかけるようにコメントを入れることにより、安全な使用方法を徹底している。

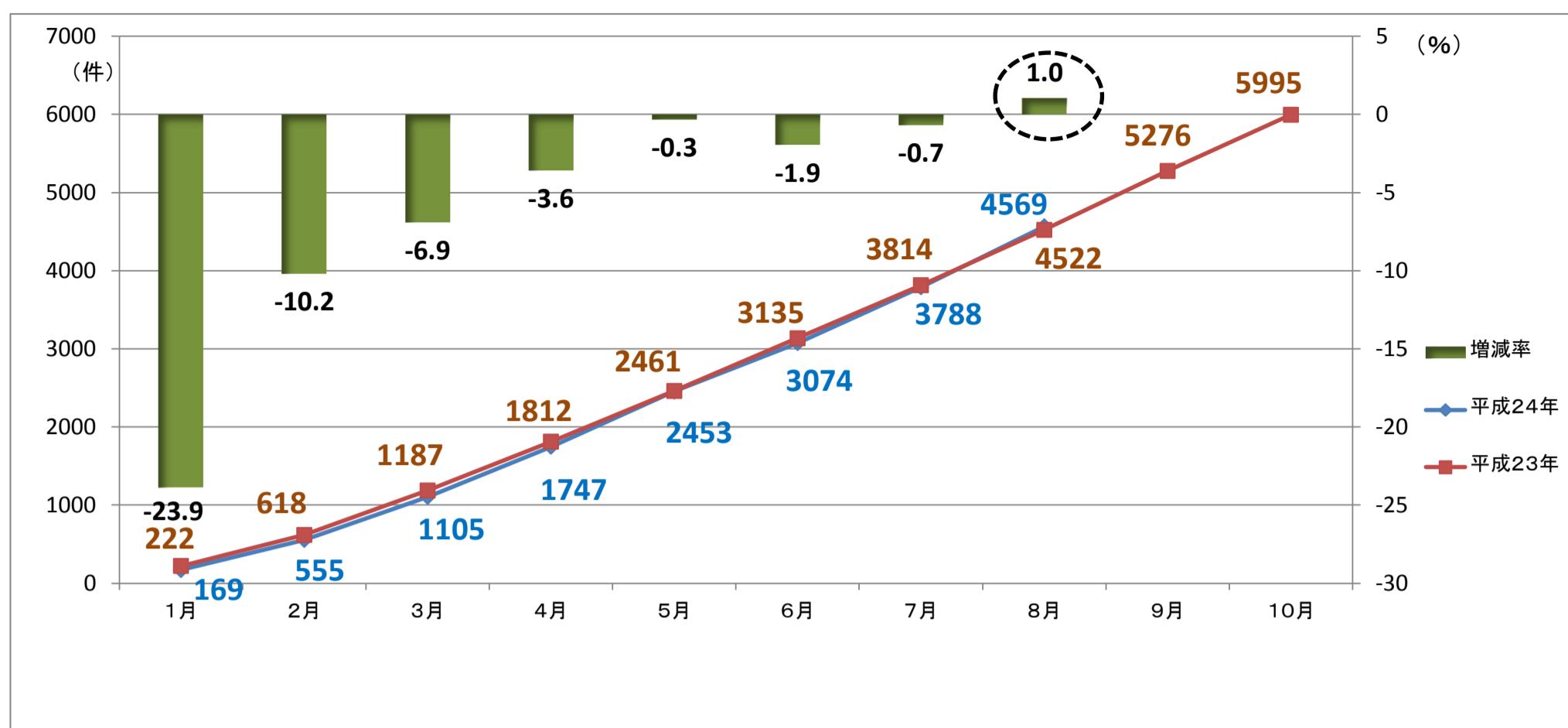
ドア向こうの「見える化」による衝突災害防止



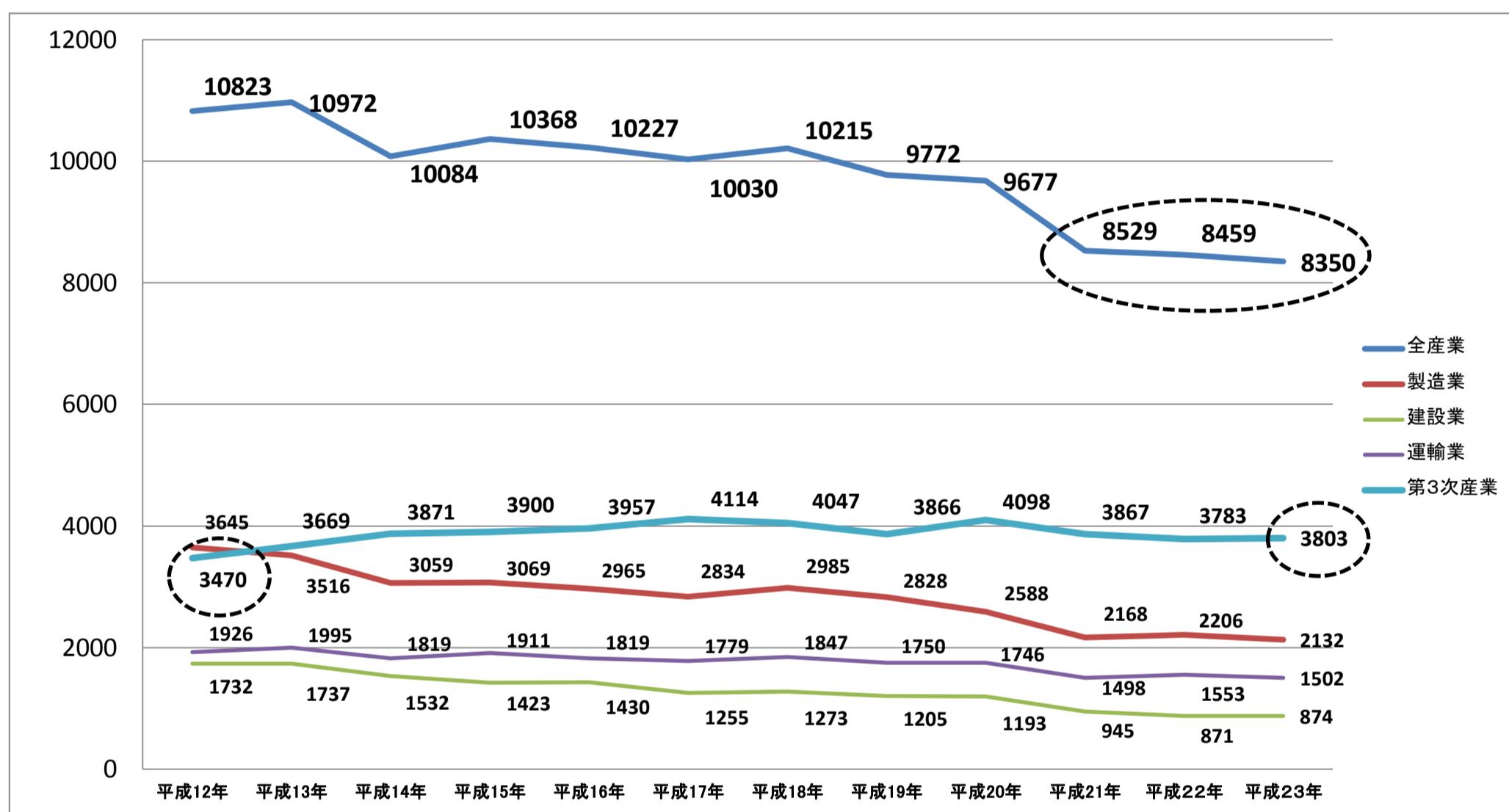
事例 68 扉を急に開けたとき、扉の外側にいた人と出会い頭の衝突を避けるために、扉に透明ガラスを設け向こう側の様子が分かるようにしている(右写真)。また、注意喚起表示を行っている(左写真)。

労働災害の現状

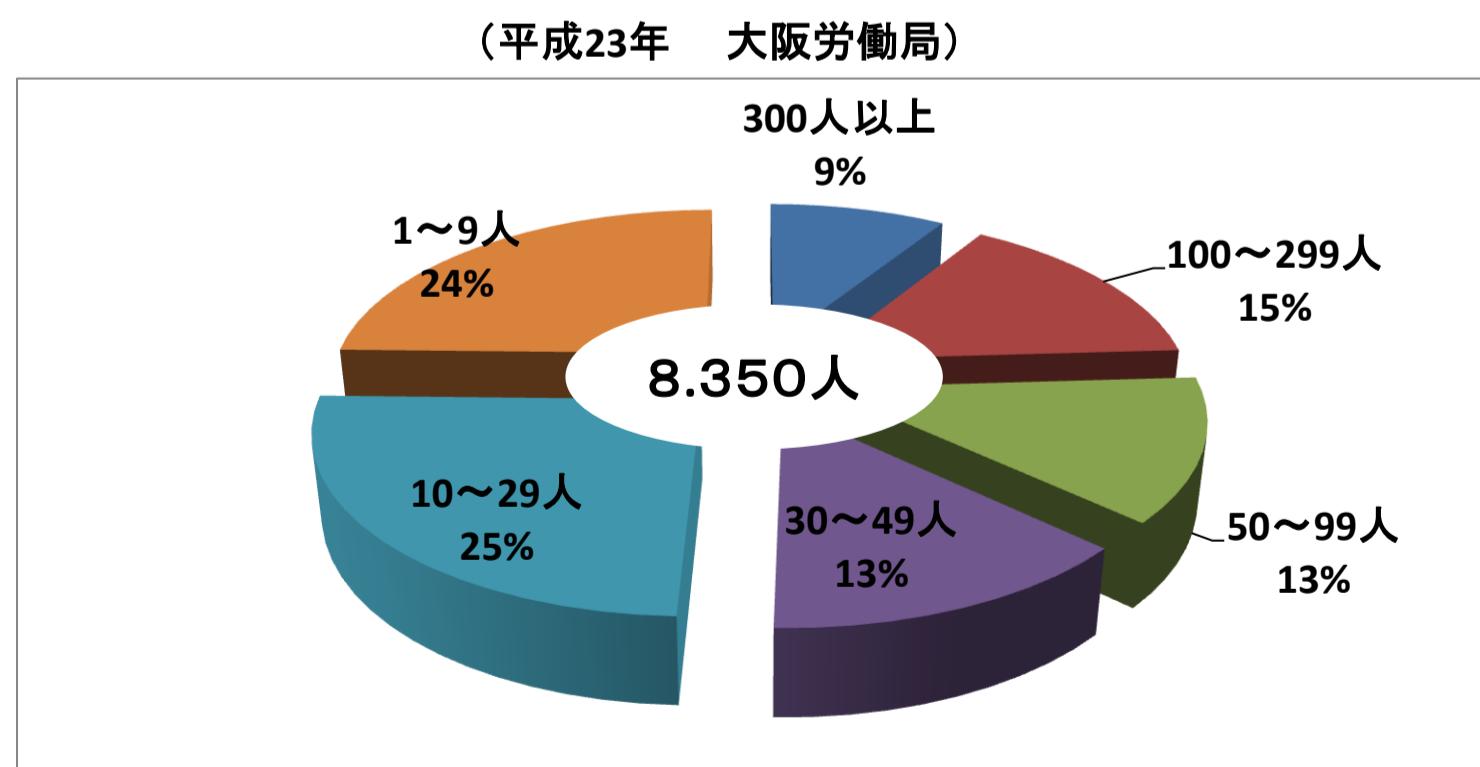
(図 1) 死傷災害の推移(全産業) (大阪労働局)



(図 2) 業種別(死傷者数) (大阪労働局)

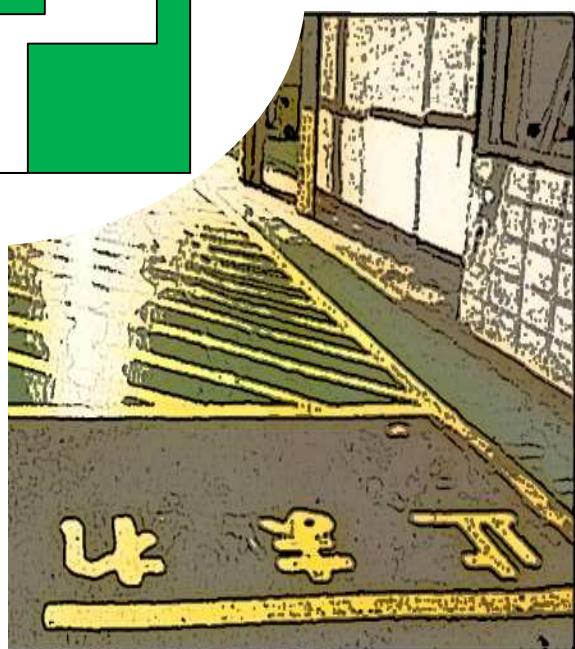
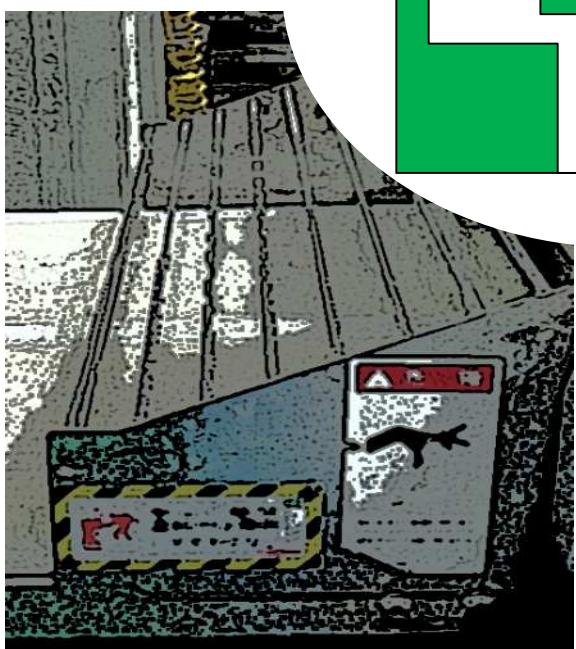
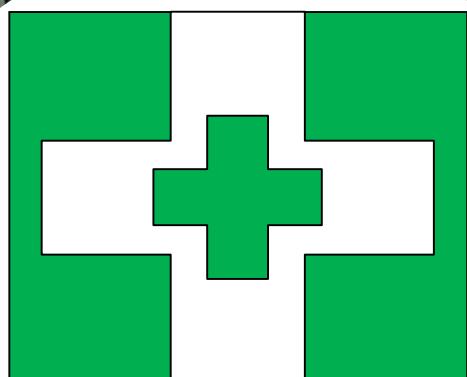
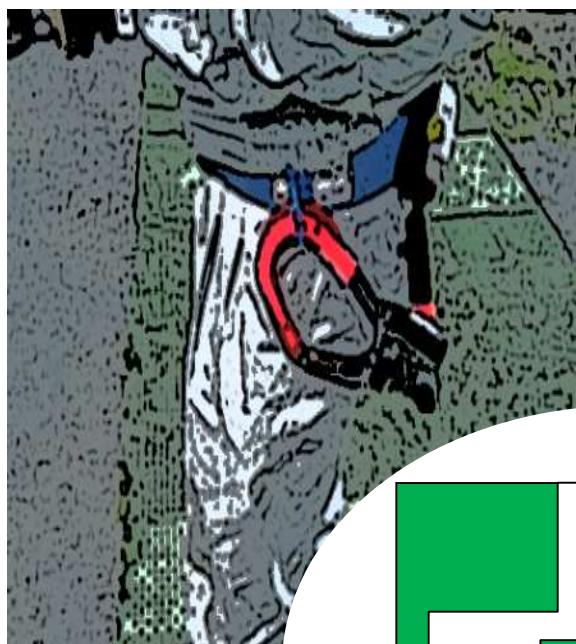


(図 3) 規模別死傷災害の発生状況



労働災害による死者及び休業4日以上の死傷者数を規模別でみると、規模30人未満の事業場で全体の約50%、規模100人未満の事業場では全体の約80%の災害が発生しています。

「安全の見える化」 事例集



大阪労働局労働基準部安全課

はじめに

大阪労働局では、「労働災害の更なる減少」を図るため、「大阪危険ゼロ先取り運動」等の啓発活動を展開しておりますが、平成24年度は自主的な安全衛生活動として、特に「安全の見える化」の普及促進に努めております。

「安全の見える化」は、職場にひそむ危険を写真などにより、目に見える形にすることによって効果的に安全活動を展開する取組です。誰でも参加することができ、中小企業でも、また、業種に関係なく取り組めます。

「安全の見える化」の「安全」については、労働災害を防止するためのハード面(機械設備、建設機械、動力運搬機、仮設物、爆発火災、危険有害物等)とソフト面(安全衛生管理体制、安全衛生教育、安全衛生活動等)の両面を含んでいます。また、「見える化」という言葉は、「見える(ようにする)」、「なかなか見えないものを容易に見せるようにする」という意味です。

私たちは日常生活や仕事において、人間は五感から外部情報を入手します。その五感から情報をつかむ割合は、目(視覚)は83%、耳(聴覚)11%、皮膚(触覚)3%、舌(味覚)2%、鼻(味覚)1%と言われており、目(視覚)からの情報把握が大半を占めていると言われております。

「気づき」から「考動」へ

私たちの職場において、様々な安全を「見える化」することにより、視覚から飛び込んでくる「見える」ことがきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる「思考」や「対話」そして「行動」が生み出され、より安全を優先させる意識や行動が高まるものと考えます。これからの安全は受身ではなく、労働者自らが進んで考えて行動することにより「気づき」から「考動」へと変化することが求められます。

日頃取組んでいる安全活動を見える化することにより、労働者の安全意識が高まり、また他の監督者・指揮者からも安全な作業の遂行状況が明確になり、ひいては更なる取組の活性化に繋がります。

このたび『「安全の見える化」事例集』を作成いたしました。これらの事例は、本年4月から8月までの間に、各労働基準監督署の職員が大阪府内の各企業へ様々な用務で訪問した際に収集したものの中、当該企業に了承をいただいたものを掲載しております。

皆様の職場において、『「安全の見える化」事例集』が効果的かつ積極的な安全活動の一助として役立つことをご期待申し上げます。

平成24年9月

大阪労働局労働基準部安全課

目 次

第 1 編 安全衛生管理編

安全衛生管理	1 ~ 2
--------	-------

第 2 編 安全基準編

一般機械	3 ~ 11
荷役運搬機械・荷役作業等	12 ~ 16
フォークリフト	17 ~ 20
建設機械等	21 ~ 23
クレーン	24 ~ 28
墜落・転落	29 ~ 30
通路・作業場	31 ~ 37

第 3 編 衛生基準編

有害業務等	38 ~ 39
整理・整頓	40 ~ 41
熱中症	42 ~ 43

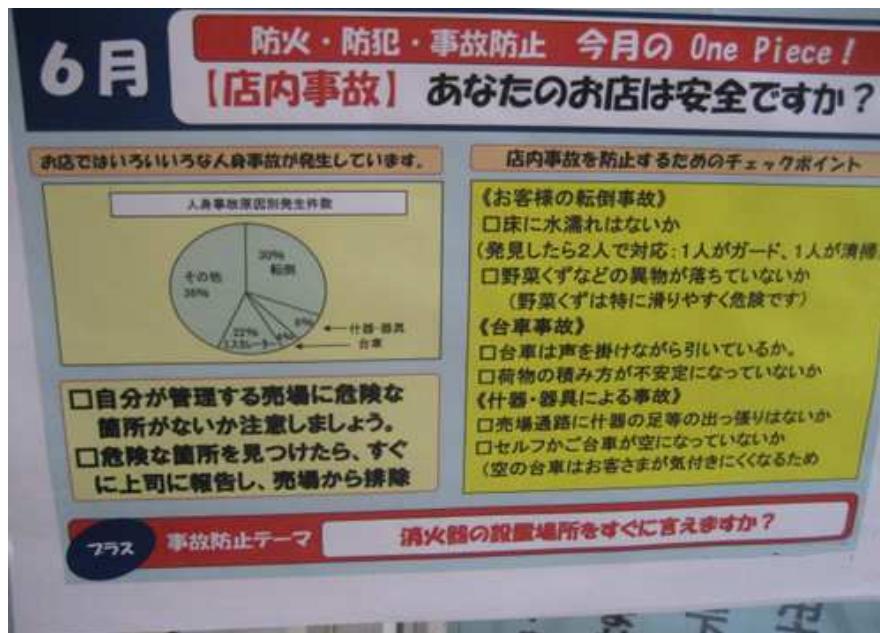
安全の見える化 事例

第 1 編

安全衛生管理編

安全衛生管理 事例 1 ~ 4

事例 1



事例の概要	毎月、事故防止のポイントについて記入したものを作業所内に掲示し、周知・啓発を図っている。
-------	--

事例 2

事例の概要	理美容事業場において、ヘヤーやメイクをする際に使用する各種機器(スチーマー、コンセント、空気清浄機等)について、使用時の安全衛生状態をシートに記録したうえ、担当者を「大使」と命名して意識付けを行い定期的に確認を実施している。これにより誰もが他人任せにしていた機器の不具合の確認等について、各人の責任が芽生えることにより改善された。
-------	---

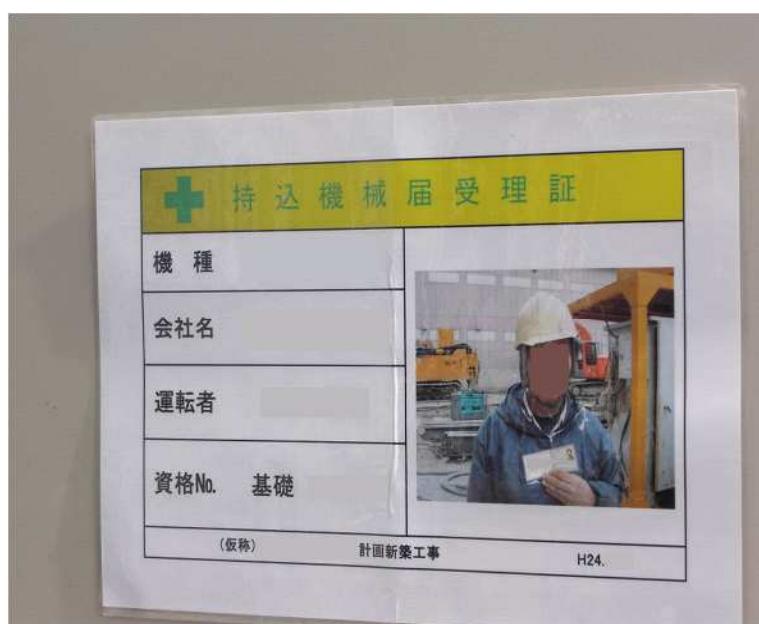
事例 3



事例の概要

職場において、安全衛生推進者に選任された者を写真入りでポスターにして掲示することにより、本人の自覚と安全衛生推進者の周知を図っている。この掲示により各担当者の安全意識が向上した。

事例 4



事例の概要

車両系建設機械等を現場に持ち込む際、持込機械届受理証に運転する者の顔並びに資格証の写真を貼付し、重機の操作する者を明確にすると共に、有資格者であることを分かりやすく掲示し、無資格者等が運転した場合に一目瞭然となるようにしている。

安全の見える化 事例

第2編

安全基準編

一般機械	事例 5 ~ 22
荷役運搬機械・荷役作業	事例 23 ~ 31
フォークリフト	事例 32 ~ 38
建設機械	事例 39 ~ 44
クレーン	事例 45 ~ 53
墜落・転落	事例 54 ~ 56
通路・作業場	事例 57 ~ 70

事例 5



事例の概要

食料品加工用カッターやスライサー等での切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、災害の起こりやすい状況を写真にとり、事業場内に掲示することで、注意喚起を促している。

事例 6



事例の概要

各機械ごとに管理担当者を決定し、機械に顔写真付きの担当者表示を行っている。担当者に責任感が生まれ、しっかりと安全管理が行われるようになった。

事例 7



事例の概要

手指が挟まれる箇所に、インタロック機能付きの囲いを設け、併せて注意喚起のため危険表示をしている。

事例 8



事例の概要

脚立での指の挟まれ事故を防止するため、踏み台に注意喚起表示をしている。

事例 9

67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
1ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	1ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	2ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	3ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	3ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	4ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	5ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	6ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	5ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	5ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	5ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧	5ストポンブ高圧 シャンク電源 高圧
87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
1ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	2ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	3ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	4ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	5ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	6ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	12	2ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	3ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	4ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	5ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧	6ストポンブ本体油圧 ボンブ電源 高圧
107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118

事例の概要

修理中の装置の元電源に、担当者氏名を記載した操作禁止札と装置番号を記載した修理札を表示している。運転中の装置の修理札はホワイトボードの定位置に集め、各装置の運転中・修理中の別がひと目見て分かるようになった。

事例 10

事例の概要	ごみを回収して施設に集約しておくロータリードラムに、その使用方法と立入禁止ゾーンの表示を行い安全作業に努めている。さらに安全な作業手順を分かりやすく写真付きで掲示している。
-------	--

事例 11

	<p>分電盤ルール</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①未使用ブレーカーはOFF！</td><td>④グリーンシートで養生！</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>②行先を明示！</td><td>⑤ガス瓶は5m以上離す！</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>③コードは根元で結線！</td><td>⑥カバーを閉める！</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	①未使用ブレーカーはOFF！	④グリーンシートで養生！			②行先を明示！	⑤ガス瓶は5m以上離す！			③コードは根元で結線！	⑥カバーを閉める！		
①未使用ブレーカーはOFF！	④グリーンシートで養生！												
②行先を明示！	⑤ガス瓶は5m以上離す！												
③コードは根元で結線！	⑥カバーを閉める！												
事例の概要	分電盤に関するルールを視覚的に把握できるよう、作業安全のポイントを写真入りで分電盤に明示することで、感電災害防止の徹底を図っている。												

事例 12

	卓上グラインダを使用する際に、保護メガネの着用を徹底するため、ステッカーを機械に貼り付け、注意喚起を行っている。
事例の概要	

事例 13



事例の概要

コンベアが作動中であることを関係労働者に知らせるため、誰もが見易い位置にパトライトを設置した。

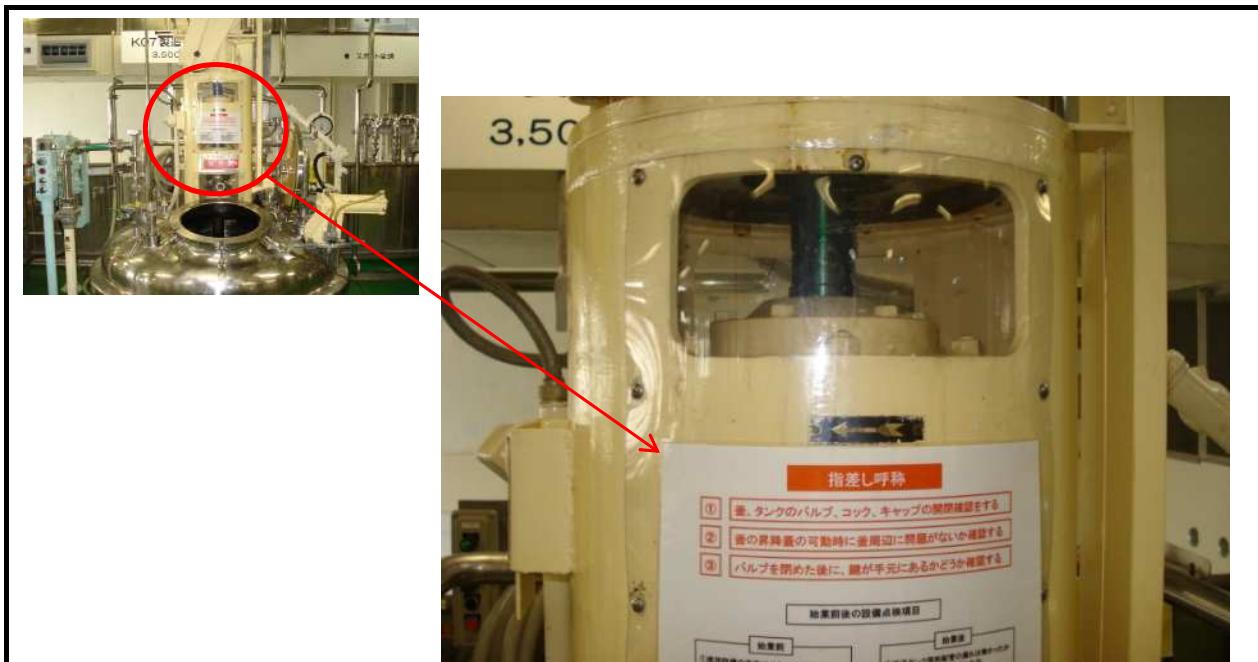
事例 14



事例の概要

ターンプーリーの巻き込まれ災害防止対策として、プーリーの回転がひと目で分かるようプーリー側面に矢印を表示し、注意喚起を図っている。

事例 15



事例の概要	<p>モーターの稼動部分に透明なシートで養生を行なっている。また、それに併せて、原料を釜に投入するとき等、釜を開閉する際にはされ巻き込まれ災害を防止するための作業手順を分かりやすく表示している。</p>
-------	---

事例 16



事例の概要	<p>ボール盤に手袋使用禁止、保護メガネ着用のステッカーを貼付し、作業者に徹底を図っている。</p>
-------	--

事例 17



事例の概要

コンピューター制御により加工設定する機械について、担当者以外が不測の変更を行わないように、注意・確認するよう表示している。

事例 18



事例の概要

研削盤作業時、作業者から見易い箇所に、手袋使用禁止・保護メガネ着用、砥石側面禁止を徹底するよう表示している。

事例 19



事例の概要

金属加工用帯のこ盤に、指差し呼称のポイントや危険表示を行うことで、はさまれ・巻き込まれ災害防止を図っている。

事例 20



事例の概要

研削機械について、スイッチを切った後も慣性で回転を続ける丸歯に巻き込まれる災害を防止するため、「停止後10秒数え、回転中は手を出さない」よう注意喚起している。

事例 21



事例の概要	過去に発生した災害発生場所に、同種災害防止のため、その災害状況を再現した写真を掲示して注意喚起を図っている。
-------	--

事例 22



事例の概要	化学設備に設置される送給バルブについて、送給量を間違えないようにするため、バルブの開閉装置に表示板を設けて、送給量を可視化している。
-------	--

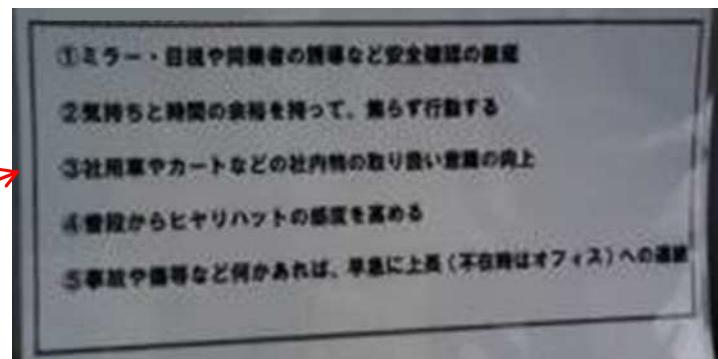
事例 23



事例の概要

工事用車両の運転者に対して、最低限守るべきルールを運転席側のドアに表示している。基本ルールの周知がなされ、運転者の失念防止によりヒューマンエラーのリスク低減を図っている。

事例 24



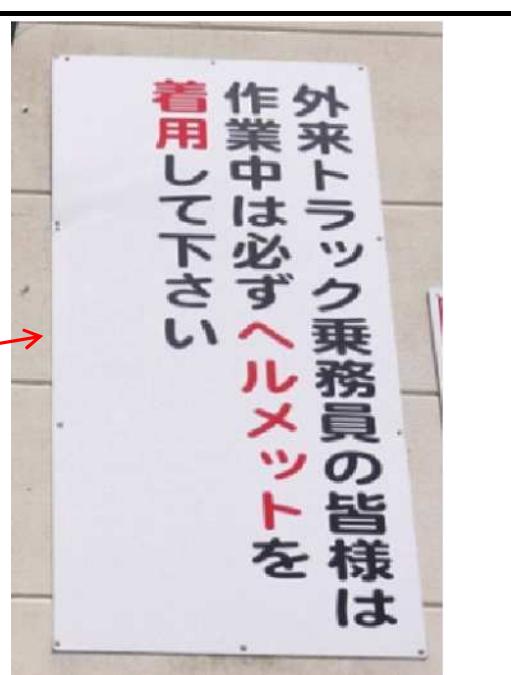
事例の概要

交通災害防止のため、車中に標語(注意喚起)ポスターの掲示を行うことで、乗車時に運転者がすぐ目に付き、運転者の安全意識低下の防止を図っている。

事例 25

	
事例の概要	<p>構内に入場する運送業者の受付場所に、構内の危険ポイントを掲示している。これにより運送業者が構内の危険ポイントを確認できる。</p>

事例 26

	
事例の概要	<p>倉庫入口に、トラック乗務員に対するヘルメット着用の注意喚起を図っている。</p>

事例 27



事例の概要 台車について、種類毎の最大積載荷重を示した一覧表を作成し、工場内に掲示している。

事例 28

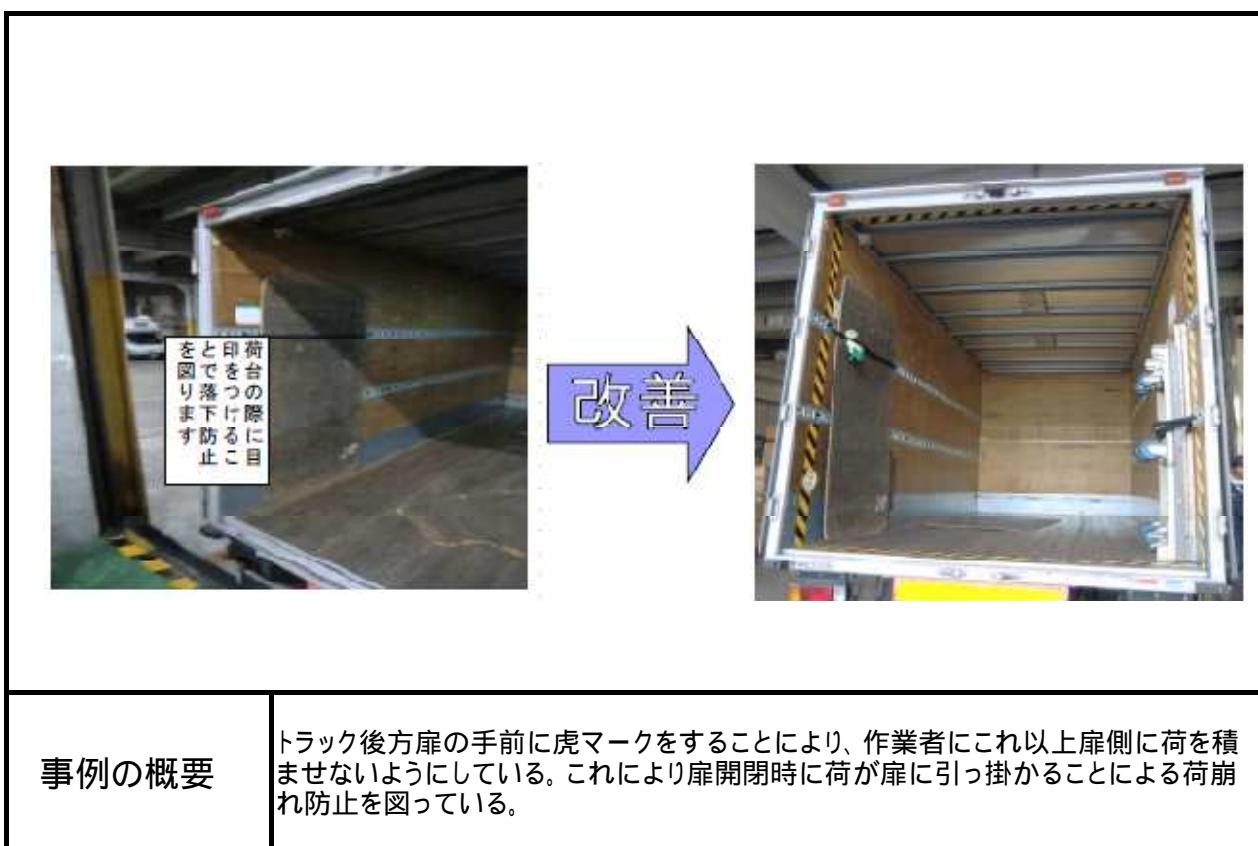


事例の概要 事業場で実際に発生した労働災害に対する防止対策を掲示し、同種災害の防止を図っている。

事例 29



事例 30



事例 31

車両と歩行者多し！

納入先地図

社名	電話
荷物種別 開始時間 [7:00]	パレット回収 [有り・無し]
車両と歩行者多し！	

事例の概要

商品の運送を委託する際、運送業者に対して納入先地図を提示するとともに、荷下ろし時の注意点を写真付きで明示し、注意喚起を図っている。

事例 32



事例の概要

フォークリフトにスピード警報装置を設置。2段階(10km/時、20km/時)の設定速度を超過すると運転席の警報ランプが点滅するほか、車体後部のランプが点灯し運転手以外の作業者に走行速度を可視化している。

事例 33



事例の概要

朝の安全指示として「フォークリフト停止の五原則」を呼びかけるだけではなく、フォークリフトの車体にプレートを貼り付けることにより、運転者の安全意識の高揚を図るとともに、実際にフォークのおろし忘れ等による接触災害防止に繋がっている。

事例 34

大型リフトの為、広範囲に死角があった。



運転席で死角をモニター可



事例の概要

大型フォークリフトであるため、広範囲に死角があったが、後方を確認するためのモニターを設置することで、危険防止を図っている。

事例 35



停車時裏返すと
→



事例の概要

フォークリフト停車時の輪止めを徹底するため、乗降側の目につく箇所にプレートを取り付け、乗車時は「輪止めヨイカ」と喚起し、輪止めを完了した際にはプレートを裏返し「輪止めヨシ」とすることで、輪止めの励行を目で見せることにより促進させている。

事例 36



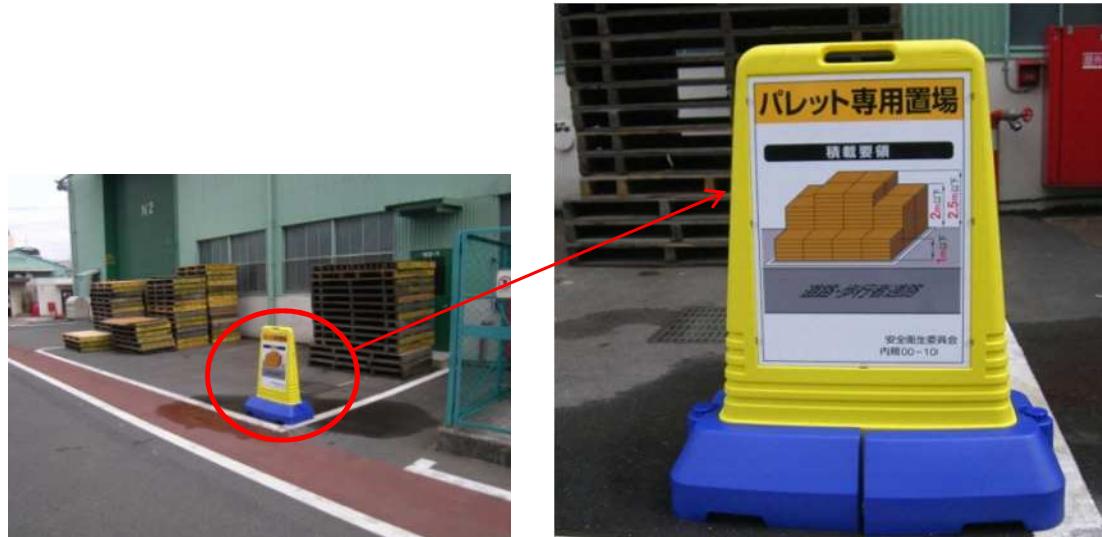
事例の概要	フォークリフトの輪止めを着色し、輪止めの設置を確認しやすいよう工夫している。
-------	--

事例 37



事例の概要	フォークリフトの運転者を分かりやすく表示している。 連絡先の内線番号を記載しているので、危険な運転を発見した場合に通報できる。 運転者は安全作業を心がけるようになる。
-------	---

事例 38



事例の概要

フォークリフト作業において、パレットの置き場所を指定するとともに、通路側はパレットを低く積載する等、積載方法を分かりやすく明示している。

事例 39



事例の概要

場内の粉じん対策として使用している散水車に対し、バックモニターを搭載している。散水車は構造上後方視界が悪く、作業の特性として後進する頻度が多い。バックモニターを使用することで後進時の後方視界が目視でき、作業員との接触災害を未然に防止することができる。

事例 40



事例の概要

元請担当者が工事用機械に「月例点検実施報告ステッカー」を貼ることで点検状況の「見える化」を図っている。これにより月例点検の実施・未実施を容易に確認でき、工事用機械の点検の失念防止を図っている。

事例 4 1



事例の概要

車両系建設機械の運転者と周辺作業者の間で、挟まれ災害防止の為の合図を決めた「グーパー運動」の模範となる状態を、写真と標語により「見える化」し安全活動の推進を図っている。運転席や現場掲示板等に表示する事で、運転者や周辺作業者の安全意識の向上を図っている。さらに推進者に指名された作業員も他の者の手本となる意識を持つことができる。

事例 4 2



事例の概要

ドラグショベルによる作業において、運転者が斜面滑落時に投げ出された災害を契機にして、同種作業時の安全基準を作成し、キャビンに貼り付けることで、オペレーターに対し安全意識の向上と基本動作の確認を図っている。

事例 43



事例の概要

小型移動式クレーンのアウトリガー部に、格納点検事項を明示し、運転者がアウトリガーグローブの失念防止を図っている。

事例 44



事例の概要

シールド作業員がエレクター作動時に設備に接触することを防ぐため、待避位置をラインで表示した。作業終了後この位置まで下がり、運転者に合図を行うことで、設備に接触することなく運転できるようにした。

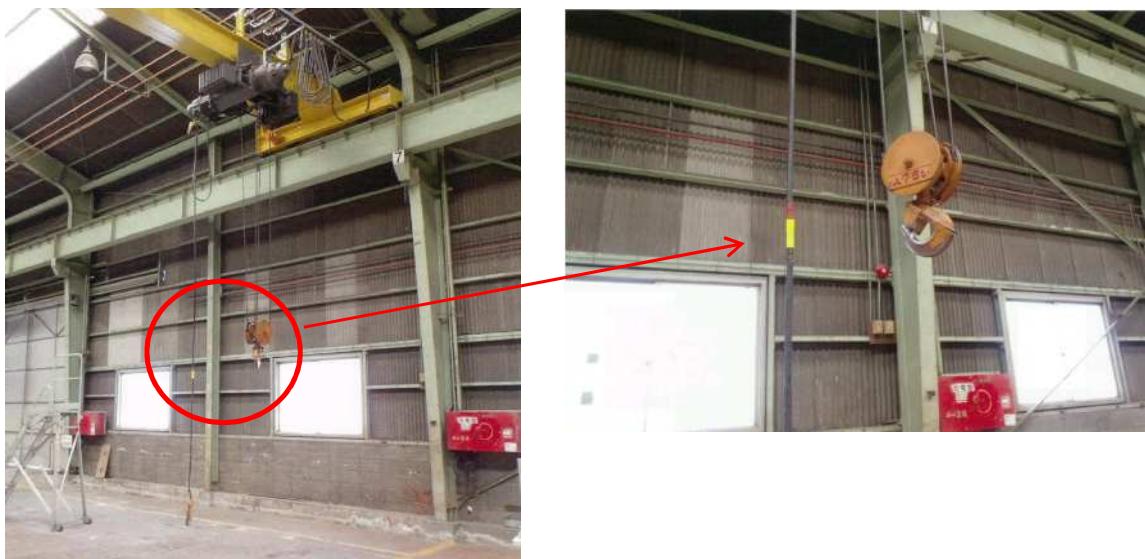
事例 45



事例の概要

高速道路上での夜間作業において、移動式クレーンのブーム、吊りフック、アウトリガの端部に高輝度テープを施し、視認性を向上させることにより、重機突出部や作業員との接触、架空線事故の発生を防止している。

事例 46



事例の概要

天井クレーンのフックに作業者が頭部をぶつける危険を防止するため、クレーンのフックを静止させる高さを地上2メートル以上(人間が歩行して頭をぶつけない高さ)とし、フックと一緒に動くペンダントスイッチのケーブルに目印をすることで、フックの停止位置の目安としている。

事例 47

・移動式クレーンオペレーター十則

・クレーンの合図方法

・オペレーター宣言

私は

- 警報が鳴ったら安全側の操作しかしません！
- 自動停止装置を解除して作業しません！

事例の概要

移動式クレーンに「移動式クレーンオペレーター十則」「クレーンの合図方法」「オペレーター宣言」を掲示し、作業者の安全徹底を図っている。

事例 48

最大許容荷重

ワイヤーロープ

繊維ロープ(ベルトリング)

ワイヤーロープ	繊維ロープ(ベルトリング)
(φ 9) 1t以下	(φ 25) 0.8t以下
(φ 10) 1.5t以下	(φ 35) 1.25t以下

2本吊り時

1本吊り時

事例の概要

最大許容荷重毎に異なる色のテープをワイヤーロープに付けることで、一目で許容荷重が分かるようにしている。

事例 49



事例の概要

ずい道工事において、荷を吊る際に使用する介錯ロープを蛍光色に塗装することにより関係労働者及び元請け等が介錯ロープの使用を視認しやすくしている。また、蛍光色に塗装された介錯ロープを使用することにより、現場内の作業員に対する安全意識の向上を図っている。

事例 50



事例の概要

移動式クレーンの旋回範囲に、柵を取り付け、旋回範囲の見える化を図っている。

事例 5 1



事例の概要

製造ライン内に立ちに入る際の安全確認事項を表示し、またライン立入り時にパトライトが点灯して関係労働者に注意喚起を図っている。

事例 5 2



事例の概要

玉掛け用吊具の種類・径・長さを色別に表示して、玉掛け者が吊り具の選択を誤らないようにしている。

事例 53



事例の概要

玉掛け用のハーケンの使用を促す啓発表示を行っている。

事例 54



事例の概要

安全帯フックに蛍光マーカーを貼付することで、作業者の安全帶着用が他の作業者からも確認しやすくしている。また、適切な高さにフックをかけるようにコメントを入れることにより、安全な使用方法を徹底している。

事例 55



事例の概要

外部養生ネットを設置する作業者に現場で安全教育を実施したうえ、安全教育受講者にベストを配付して、関係者を明確化している。

事例 56



事例の概要

仮設開口部は開閉式水平ネットに加え、黄色のメッシュシートで養生し、さらに下部には黄色のチェーンでわかりやすく明示した。
墜落転落、飛来落下災害を防止するため開口部の存在が分かりやすくなっている。

事例 57



事例の概要	カラーコーンを色分けし、安全通路、立入禁止場所、資材置場に設置、また出入口用道路横断部に黄色の三角旗を設置して、工事用車両運転者に注意喚起を促し、接触災害の防止を図っている。
-------	---

事例 58

現場入退場交通ルール

入場 <ul style="list-style-type: none"> 一旦停止 通行に伴う制限 歩行者に注意 一般者最優先 左折待ち込み注意 行き先確認 		退場 <ul style="list-style-type: none"> 一旦停止 右折指示器を出す 一般者を優先 退場の合図 進行方向確認 歩行者がいるか
禁止行為 <ul style="list-style-type: none"> タバコのポイ捨て 携帯電話 呪えタバコ 		
注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> 車両運転者は運転者自身の責任で運転する。 運転者は運転する前に工事用車両の運転規則を理解して運転する。 運転者は運転する前に工事用車両の運転規則を理解して運転する。 運転者は運転する前に工事用車両の運転規則を理解して運転する。 運転者は運転する前に工事用車両の運転規則を理解して運転する。 		

事例の概要	工事用ゲートに写真入りで現場入退場交通ルールを明示し、注意喚起することで、交通災害の防止を図っている。
-------	---

事例 59

カラーコーン明示色

緑:安全通路 赤:立入禁止 黄:材料置場



事例の概要

現場作業においては、多くの重機や人間、また材料が混在しており、その区画分けを確実に行わないと人と重機の接触災害等につながる可能性が高い。そこで、カラー コーンの色を分けることで、その色により区画を定めて一目でどの区画であるか認識できるようにした。(緑色は"安全通路"、赤色は、"立入禁止"、黄色は"材料置場")

事例 60



事例の概要

セイブローラーを設けて、フォークリフトが減速すべき場所であることを示し、走行速度抑制を図っている。

事例 6 1



事例の概要

1階から2階に荷揚げする開口部について、2階開口部は柵等で落下防止対策をしているが、1階床面にも上部に開口部があることを認識させる為、黄色ペンキで表示している。

事例 6 2



事例の概要

入口のチェーンが外れると、パトライトが点灯し、作業場内に立ち入った者がいることを周囲に周知している。

事例 63



事例の概要	工事用車両と労働者との接触防止のため、スロープ上を走行している工事用車両を労働者側から容易に認識するため、パトライトを設置している。
-------	--

事例 64



事例の概要	出入口の通行ルールとして、二枚扉に一方通行表示をして出会い頭のリスク低減を図っている。
-------	---

事例 65



事例の概要

階段の昇降時の転倒・転落事故を防止するため、表示類を危険箇所に貼り付け、注意喚起を図っている。

事例 66



事例の概要

転倒災害防止のため、階段の昇降時は手すりを持つことを原則とし、事務所の階段にも注意喚起表示を行なっている。普段リスクの少ない作業をしている労働者にも、労働災害の発生する可能性等について考えてもらい、労働者の危険性に対する感受性の向上にも寄与している。

事例 67



事例の概要

作業場内にあるスロープの段差につまずかないように、段差部分を色つきテープで明示している。

事例 68



事例の概要

扉を急に開けたとき、扉の外側にいた人と出会い頭の衝突を避けるために、扉に透明ガラスを設け向こう側の様子が分かるようにしている(右写真)。また、注意喚起表示を行っている(左写真)。

事例 69

	
事例の概要	作業場内にある段差等を明示するとともに、「スリップ注意」の明示を行うことで、転倒防止を図っている。

事例 70

	
事例の概要	通路の交差点について、出会い頭事故を防止するため「止まれ」表示を行っている。また通行時、高く積み上げた荷等が、天井部の配管等と衝突しないように、注意喚起を図っている。

安全の見える化 事例

第3編

衛生基準編

有害業務等 事例 71 ~ 74

整理・整頓 事例 75 ~ 77

熱中症 事例 78 ~ 80

事例 71

事例の概要	有機溶剤作業時に使用する防毒マスクの取扱い方法、フィルター交換の判定基準等を写真などで明示し、周知している。また、安全な作業方法も写真で解説し掲示している。
-------	--

事例 72



作業場の道具台に掲示

安全帽·保護面·手甲·裂傷防
止軍手·長皮手袋·安全靴

事例の概要	各作業で必要な保護具着装写真を掲示し、作業応援者・巡回者等に目で見てわかる安全服装を徹底し、未着装による災害防止を図っている。
-------	---

事例 73



事例の概要

安全帯の着用など服装のチェックポイントを示した鏡を製作し、そこに立つことで、装備の不備がひと目で分かるようにした。また、作業場が住宅地内にあることから、身だしなみのチェックも行い、きっちりとした服装を心がけさせることにも貢献している。

事例 74



事例の概要

消火器のほとんどは床面に設置されており、緊急時に見つけにくい為、離れたところからでも見つけられるように上方の高い位置に、消化器の位置を表示した。

事例 75

<p>5S活動の推進 (整理・整頓・清掃・清潔・躰)</p> <p>使用後は、元の場所に戻しましょう！</p>	
事例の概要	工具置場を設け、かつ一目で見やすいよう壁に掛けて保管している。

事例 76

	<p>エアドリル エアリューター 水平器 サンショクメータ マイクロメータ デジタルノギス ブレーキ制御工具 オートレベル 電力測定器 ゲージ取り付け金具 マイクロディスペンサ インチサイズレンチ 幅引手すり Hゲージ マグネットスクリーン ダイヤルゲージ ノギス マグネットスクリーン 直角手鏡</p>
事例の概要	整頓された状況を写真で表示することで、物の保管場所がひと目で分かるようにしている。

事例 77

 	<p>(3)詰所・トイレは整然と使用</p>   <p>■テーブル上の片付け ■トイレは綺麗に、スリッパは整然と</p>
<p>事例の概要</p>	<p>朝礼看板に詰所・トイレの使用ルールを写真入りで明示することにより、詰所やトイレの整理整頓の徹底を図っている。また、テーブル下のテープ、スリッパの番号表示などの工夫により、詰所内が整然と保たれている。</p>

事例 78

事例の概要

熱中症予防のため、職場にポスター掲示を行っている。また環境省発表の大都市の熱中症指標に応じて、全社に無線発報を行うほか、熱中症計でWBGTを計測し、その計測結果から作業者の注意喚起(水分補給、ブレイクを細かく入れるなど)を図っている。従来は気温や体感的な部分で判断していたが、熱中症計を使用することで誰でも瞬時にWBGT指数による危険度を知ることが出来、適度な休憩や水分補給を忘れるのを防ぐことができる。

事例 79

事例の概要

熱中症予防の意識高揚のため、予防対策を作成し、毎朝、朝礼にて全員で唱和することで撲滅に努めている。また、毎日、WBGT値を測定し、現場に掲示することで、熱中症に対する警戒意識の高揚に繋げている。

事例 80

<p>計測装置</p>	<p>熱中症予防情報通報装置</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">WBGT 基準値 ℃</th><th style="text-align: left;">危険度レベル</th><th style="text-align: left;">熱中症予防のための行動指標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32.0</td><td>レベル4</td><td>休憩を取る。休憩時間は、寒暖交替の状況で適宜判断。水分も充分摂取。</td></tr> <tr> <td>32.0 ~ 33.0</td><td>レベル3</td><td>休憩。作業員には熱中症に一過性休憩をさせ、冬期・暖か期間は休憩。</td></tr> <tr> <td>33.0 ~ 35.0</td><td>レベル2</td><td>休憩。休憩時に水等の飲料を飲む。作業着の様子に注意する。</td></tr> <tr> <td>35.0 ~ 36.0</td><td>レベル1</td><td>休憩をとる。休憩間際に水分補給を行う。</td></tr> <tr> <td>～36.0</td><td></td><td>休憩をとる。休憩間際に水分補給を行う。</td></tr> </tbody> </table> <p>熱中症予防のための指標</p>	WBGT 基準値 ℃	危険度レベル	熱中症予防のための行動指標	32.0	レベル4	休憩を取る。休憩時間は、寒暖交替の状況で適宜判断。水分も充分摂取。	32.0 ~ 33.0	レベル3	休憩。作業員には熱中症に一過性休憩をさせ、冬期・暖か期間は休憩。	33.0 ~ 35.0	レベル2	休憩。休憩時に水等の飲料を飲む。作業着の様子に注意する。	35.0 ~ 36.0	レベル1	休憩をとる。休憩間際に水分補給を行う。	～36.0		休憩をとる。休憩間際に水分補給を行う。
WBGT 基準値 ℃	危険度レベル	熱中症予防のための行動指標																		
32.0	レベル4	休憩を取る。休憩時間は、寒暖交替の状況で適宜判断。水分も充分摂取。																		
32.0 ~ 33.0	レベル3	休憩。作業員には熱中症に一過性休憩をさせ、冬期・暖か期間は休憩。																		
33.0 ~ 35.0	レベル2	休憩。休憩時に水等の飲料を飲む。作業着の様子に注意する。																		
35.0 ~ 36.0	レベル1	休憩をとる。休憩間際に水分補給を行う。																		
～36.0		休憩をとる。休憩間際に水分補給を行う。																		
事例の概要	<p>熱中症予防対策として熱中予防通報装置を使用している。 WBGT基準値による危険度レベル(1~4)を超過した場合、JV職員、協力会社職員の携帯電話に注意喚起を促すメールが送信される。この通報をもとにJV職員は現場で工事従事者に対し、休憩・水分補給等の指示を出す目安としている。</p>																			

事例集作成にあたり協力いただいた事業場

(五十音順、敬称略)

イトーヨーカ堂 東大阪店	(株)ダイヘン
入江運輸倉庫(株) 放出事業所	田岡化学工業(株)
梅田北ヤード共同企業体	(株)竹中工務店 大阪本店
大阪製鐵(株) 堺工場	竹中工務店・奥村組・大林組・大日本土木・錢高組共同企業体
大林・大日本土木・前田・熊谷共同企業体	タツタ電線(株)
大林・ハンシン・清水共同企業体	中央物産(株) 東大阪ロジスティクスセンター
大林組・ハンシン建設・清水建設特定建設工事共同企業体	(株)ティーエフ大阪
(株)大林組 大阪本店	中谷運輸(株)
奥村機械製作(株)	(株)中山製鋼所
熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体	間・青木マリーン・ショベル共同企業体
(株)栗本鐵工所 住吉工場	富士興業(株) 安治川営業所
鴻池運輸(株)	(株)松本組
(株)資生堂 大阪工場	森・吉田・井上共同企業体
清水・奥村組建設工事共同企業体	ヤマト運輸(株) 大阪主管支店
清水・浅沼共同企業体	(株)山本金属製作所
ダイエー(株) 富田林店	(株)ユー・エス・ジェイ
ダイジェット工業(株)	山崎製パン(株) 阪南工場
大日精化工業(株)	豊ガスケット(株)
太平工業(株) 堺支店	郵船港運(株)